

平成17年2月25日
府食第185号

厚生労働省食品安全部監視安全課長 殿

食品安全委員会事務局評価課長

食品健康影響評価に関する資料の提出について（要請）

平成17年1月11日付け厚生労働省発食安第111001号により依頼のあった「佐賀県及び佐賀県嬉野町が構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づき提案した方法により養殖されるトラフグの肝」に係る食品健康影響評価についての確認事項がありますので、以下の点について提案主体に照会し、その回答を回付願います。

記

1. テトロドトキシンを有する生物のリスト（第3回かび毒・自然毒等専門調査会：資料2の123ページ）が提出されたが、特にフグが食する可能性のあるものについて、他に分かっているものがあれば教えていただきたい。また、カエルなどフグの食性とは異なる生物の毒化メカニズムについての知見があれば示していただきたい。
2. テトロドトキシン産生微生物について、海域や河川域の違いによる毒素産生性の変化を示したデータがあれば示していただきたい。
3. 各種フグにおける毒素の蓄積において、地域差また季節的変動を示したデータが提出されているが、トラフグについてのデータが整理されているものがあれば示していただきたい。
4. 卵の由来や稚魚の飼育方法の詳細について示していただきたい。
5. 濾過フィルターのパオサイズ等の陸上養殖の詳細について示していただきたい。

以上